自己負担限度額（月額）

【７０歳未満の人の自己負担限度額】**令和８年８月受診分～**

適用区分	所得（基礎控除後の総所得）	３回目まで	４回目以降　※１	年間上限　※２
ア	901万円超	270,300円＋（医療費 － 901,000円） x １％	140,100円	168万円
イ	600万円超 901万円以下	179,100円＋（医療費 － 597,000円） x １％	93,000円	111万円
ウ	210万円超 600万円以下	85,800円＋（医療費 － 286,000円） x １％	44,400円	53万円
エ	210万円以下 （住民税非課税世帯除く）	61,500円	44,400円	53万円　※３
オ	住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	29万円

※医療費とは保険診療に要した費用の総額（10 割）のことです。

【７０歳以上７５歳未満の人の自己負担限度額】 **令和８年８月受診分～**

所得区分		外来 （個人単位）		外来＋入院 （世帯単位）	４回目以降 ※１	年間上限　※２
現役並み所得Ⅲ （課税所得690万円以上）		270,300円＋（医療費 － 901,000円）x１％			140,100円	168万円
現役並み所Ⅱ （課税所得380万円以上）		179,100円＋（医療費 － 597,000円）x１％			93,000円	111万円
現役並み所Ⅰ （課税所得145万円以上）		85,800円＋（医療費 － 286,000円）x１％			44,400円	53万円
一般 （課税所得145万円未満等）		22,000円	【外来年間上限】 216,000円　※４	61,500円	44,400円	53万円　※３
住民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	11,000円	【外来年間上限】 96,000円　※５	25,700円	24,600円	29万円
	低所得者Ⅰ	8,000円		15,700円	15,700円	18万円

※医療費とは保険診療に要した費用の総額（10 割）のことです。

※１：国民健康保険の高額療養費に該当した月が１年間（直近１２か月間）で３回以上あったときは４回目から自己負担限度額が引き下げられます。（個人単位の外来の高額療養費該当の回数は含みません）

	令和８年								令和９年					
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月	５月
高額該当	○	○	○						○					
	１回目	２回目	３回目						４回目					

１２か月

	令和８年								令和９年					
	４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月	４月	５月
高額該当	○	○	○										○	
	１回目	２回目	３回目									４回目ではない		

１２か月

※２：８月～翌年７月の１年で計算されます。

※３：年収約２００万円未満であることが確認できた場合、年間上限４１万円を適用します。

※４：低所得Ⅰ・Ⅱだった月も対象です。

※５：低所得Ⅰだった月も対象です。